

一般社団法人日本女性心身医学会
認定制度規則

第1章 総則

第1条 認定制度の目的

女性の心身の健康と福祉に貢献し、併せて女性心身医学の拡充と発展を目的とする。

第2条 認定制度の意義

女性心身医学の分野で活動する者を認定することにより、質の向上と斯学の推進を図る。

第2章 認定・研修制度委員会

第1条 認定・研修制度委員会の設置

一般社団法人日本女性心身医学会（以下、本会と略記）は、前条の目的を達成するため認定・研修制度委員会を設置する。

第2条 認定・研修制度委員会の構成

委員長1名と委員若干名で構成する。

第3条 認定・研修制度委員会の業務

認定・研修制度委員会は、以下の業務を行う。

- 1) 認定制度に関する諸問題を検討する。
- 2) 認定申請者の資格を審査し認定を行なう。
- 3) 研修会を企画、開催する。

第4条 委員の選出

理事長は、理事の中から認定・研修制度委員会の委員長を選出し、委員長は会員の中から委員若干名を選出する。これらを理事長は理事会に報告する。

第5条 認定制度委員および委員長の任期

委員の任期は2年とし、再任は妨げない。委員長の任期は委員と同じとする。

第6条 認定制度委員、委員長の欠員の補充

認定・研修制度委員あるいは委員長に途中で欠員が生じた時には認定・研修制度委員会で適任者を推薦し、理事長が決定し、理事会に報告する。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 認定申請資格及び申請方法

第1条 申請資格

本会の認定を申請する者（以下、認定申請者と略記）は、次の各項に定めるすべての要件を満たしていること。

第1項 本会会員歴が継続3年以上、かつ本会会費を完納していること。

第2項 本会入会後の本会が定める下記の認定ポイントを40ポイント以上取得し、かつ会の学術集会と研修会の認定参加ポイントをそれぞれ最低2回以上取得していること。

認定ポイント：

①学会・研修会参加

日本女性心身医学会学術集会	10ポイント
国際女性心身医学会（ISPOG：International Society of Psychosomatic Obstetrics & Gynecology）	10ポイント
日本女性心身医学会研修会	5ポイント
日本心身医学会学術講演会	3ポイント

日本心療内科学会学術大会	3ポイント
日本心理医療諸学会連合大会（UPM）	3ポイント
②学会発表、論文発表	
日本女性心身医学会学術集会において筆頭演者として発表	5ポイント
国際女性心身医学会（ISPOG：International Society of Psychosomatic Obstetrics & Gynecology）において筆頭演者として発表	5ポイント
日本女性心身医学会および国際女性心身医学会機関誌への論文発表（筆頭） （女性心身医学、Journal of Psychosomatic Obstetrics & Gynecology）	10ポイント
日本女性心身医学会および国際女性心身医学会機関誌への論文発表（共著） （女性心身医学、Journal of Psychosomatic Obstetrics & Gynecology）	5ポイント

第3項 評議員以上の役員1名の推薦。

第2条 申請方法

本会の認定を申請するものは各項に定める申請書類、および審査料1万円を納付する。

第1項 認定申請書（学会の定める申請書類）

第2項 本人が申請する資格証明書のコピー

第3項 本会認定ポイント証明書（参加証明書、抄録、論文別刷各コピー）

第3条 申請期間と審査回数

申請期間は毎年3月1日より3月31日までとし審査は年1回とする。

第4章 認定方法

第1条 審査方法

認定・研修制度委員会にて認定申請者の書類審査を行い、書類上で認定の適否を行なう。

第2条 認定承認と認定証の交付と公開

第1項 認定・研修制度委員会は認定申請者に対し第1条の審査を行い、認定の適否を決定して、理事会にて報告する。理事会の議を経て承認され、認定料1万円を納付した認定申請者には認定証を交付する。

第2項 認定の名称は、本人が申請した国家資格または専門資格とする。その他、女性心身医学の分野で活動する認定者についての名称は日本女性心身医学会認定士とする。

第3項 認定者は学会誌およびホームページにて氏名、所属を公開する。

第3条 認定資格の更新

第1項 認定資格は5年ごとに更新を必要とする。認定資格者は、認定期間最終年度の申請期間中に、所定の書類をもって認定・研修制度委員会へ申請を行う。認定・研修制度委員会は第2項以下の更新規定に基づき、更新の可否を判定し、理事会の承認を得たうえで更新を認める。更新料は1万円とする。

第2項 前回認定から更新申請時まで継続して本会の会員であり、会費を完納している。

第3項 前回認定から更新申請時点までの間に、本会が定める認定ポイントを50ポイント以上取得し、かつ本会学術集会と研修会の認定参加ポイントをそれぞれ最低2回以上取得していること。

第4項 留学・病気などの理由により更新の延期を希望するものは、理由を証明する書類を添えて認定・研修制度委員会に申請する。

第4条 認定資格取得者の資格喪失

認定資格取得者が次に該当する場合は、認定・研修制度委員会および理事会の議を経て、

その資格を喪失する。

第1項 認定資格を辞退したとき

第2項 本会会則の規定に従い、会員としての資格を喪失したとき

第3項 申請書に虚偽が認められたとき

第4項 認定資格の営利目的での使用が認められたとき

第5項 認定資格取得者として不相当と認められたとき

第5条 資格喪失者の再取得

やむをえない事由により取り消された認定資格の場合、認定・研修制度委員会および理事会の議により承認を経て再取得を認めることができる。

第5章 付則

第1条 移行措置

本制度の規則施行にあたり、下記の条件を満たしていれば移行措置として認定する。

第1項 役員および名誉会員で、かつ会費を完納している者。

第2項 理事会で適格者と認められた者。

上記第1項、第2項にて資格が認められた者は、申請書類と認定料2万円を納付し申請する。

第2条 本規則は平成22年8月6日より施行される。この規則に改訂の必要性を認める場合は、認定・研修制度委員会で検討し、理事会の議を経て改訂される。

(改定平成26年5月22日)